



## 市立小中学校における「宿泊を伴う行事」の対応について

松戸市教育委員会では、市立小中学校での修学旅行や林間学校など宿泊を伴う行事について、「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発出され対象となった場合、児童生徒の安全・安心を確保するために下記のとおり対応します。

### ●基本的な対応

(1) その期間の行事は、延期・中止・計画の変更を行います。

(2) 対象区域は次のとおりです。

#### ①緊急事態宣言

千葉県または目的地の都道府県のいずれかが対象となった場合、もしくは両方が対象となった場合

#### ②まん延防止等重点措置

松戸市または目的地の市区町村のいずれかが対象となった場合、もしくは両方が対象となった場合

### ●その他

保護者には、令和3年4月23日（金）に教育委員会より文書で通知します。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階

松戸市学校教育課 学務課 ☎047-366-7457

FAX 047-368-6616 ✉mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp